

放送法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見

省令案等	ページ 番号	該当箇所	意見
放送法施行規則の一部を改正する省令案	3頁 5頁 8頁	第13条の2 第1項3号 第14条の3～5 第32条	<ul style="list-style-type: none">今般の放送法改正により、必要的配信業務と任意的配信業務の規定がそれぞれ整理されましたが、NHKは両業務の費用の規模と明細、さらに放送／配信の配賦基準を、できる限り分かりやすい形で国民視聴者に対して公表することが必要と考えます。そうした観点から、省令改正案において、①業務規程に記載する番組関連情報の実施方法には、費用の規模を含む、②必要的配信および任意的配信の業務ごとに経理を区分し、各業務に係る費用を明らかにして整理しなければならない——と規定したことは妥当です。なお、NHKから業務規程について届出があった際は、総務省としても公表すべきと考えます。
日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	3頁 6頁 9頁	第3の1 旧第3の9 旧第4の1 (5) (6)	<ul style="list-style-type: none">NHKは現行のインターネット活用業務実施計画において、放送法上の努力義務（第20条第17項）に基づき、他の放送事業者が行う配信業務への協力として、▽テレビ番組配信サービス「TVer」への既放送番組の提供、▽インターネットラジオ「radiko」への放送中番組の提供——を明記し、更なる連携に取り組む旨も述べています。改正放送法（第20条の3第11項）では、この努力義務は必要的配信業務の実施に関するものと整理されたため、任意的配信業務に関する本ガイドライン案では関係部分が削除されていますが、NHKは民放の求めに応じ、「TVer」および「radiko」に対し、より積極的な姿勢で協力することを、毎年度の業務計画などにあらためて明記し、遂行していただきたいと考えます。
	5頁 15～ 16頁	第3の4 第4の4 (1) (2)	<ul style="list-style-type: none">現行のNHKインターネット活用業務は、同実施基準において受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限（現状：200億円）が定められ、同実施計画において費用の明細を公開する仕組みとなっています。ガイドラインの改定後も、任意的配信業務が過大な費用を要するものでないことを認可要件とし、その審査基準として、▽受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること、▽任意的配信業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること——を規定したことは妥当です。